

## 1. 計画の趣旨

### 背景・目的と計画の概要

・これからの公共施設マネジメントにおいては、市民の皆様のご理解と協働による合意形成が不可欠である。本計画では、施設の老朽化や利用実態等のデータに基づく「客観的な施設評価」から、「具体的な再生等措置（いつ・どのように統廃合等を行うか）」までを一体的かつ連続的に示すことで、計画のわかりやすさと透明性を大きく高めている。

・今後は本計画に基づき、公共施設の質・サービス・利便性の維持向上と利用促進を図りながら、現時点で再生の優先度が高い施設の再編を着実に進めていく。あわせて、投資的経費や運営コストの縮減など財政的な取り組みを効率的に推進し、次世代に過度な負担を残さない持続可能なまちづくりを実現する。

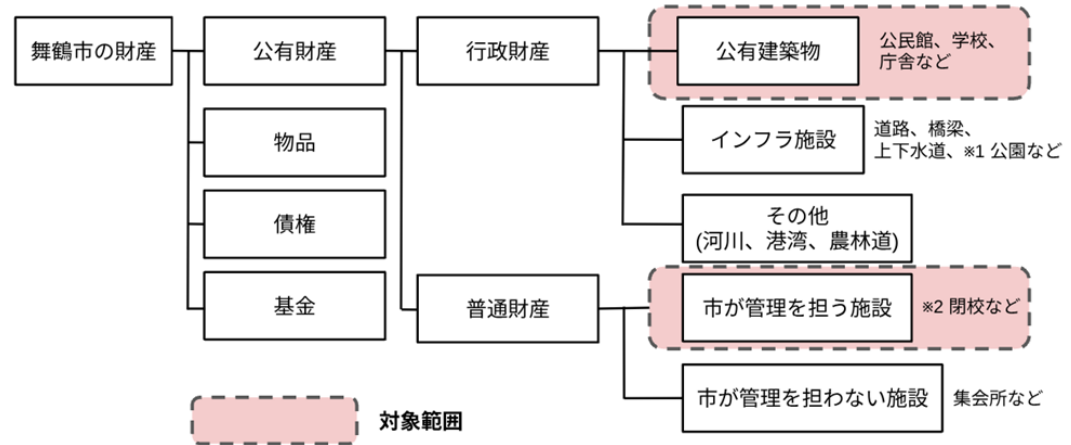
・2014年度（平成26年）7月に策定した「舞鶴市公共施設再生基本計画」においては、2014年度（平成26年度）からの30年間を3つの期間に区分し、長期的な視点で施設の適正化を進めてきた。このたび、第1期計画期間（10年間）の終了に伴い、2026年度（令和8年度）から2035年度（令和17年度）までを第2期計画期間として見直しを行うものである。これにあたり、従来の「舞鶴市公共施設再生基本計画」と「舞鶴市公共施設再生実施計画」を一つに統合し、新たな「舞鶴市公共施設マネジメント基本計画」として策定した。

## 2. 計画のスケジュール

公共施設の再生は、建物の再編や機能集約を伴うため、長期にわたり一貫性を持った施策の継続が不可欠である。本計画では、2014年度（平成26年度）から2045年度（令和27年度）までの約30年間を全体の計画期間として定めており、その長期的展望を見据えた第2段階として、2026年度（令和8年度）から2035年度（令和17年度）までの10年間を対象期間とする。

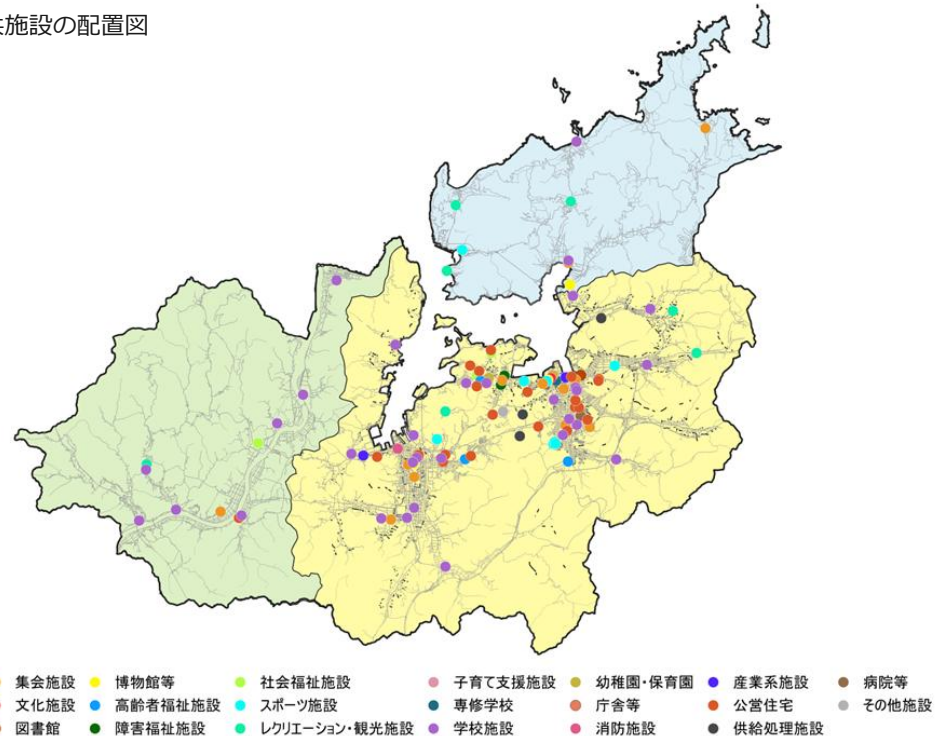


## 3. 計画の対象施設



※マネジメント基本計画に位置付ける施設は延床面積が概ね100㎡以上の施設を対象とする。また、集会所などの管理を市が担わない施設は対象外とする。

### ■ 公共施設の配置図



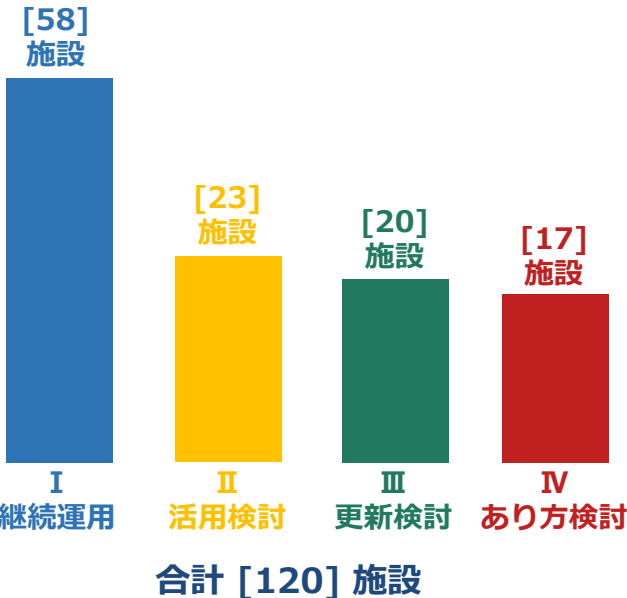
4. 各施設の評価と再生の方向性

施設の評価に当たって

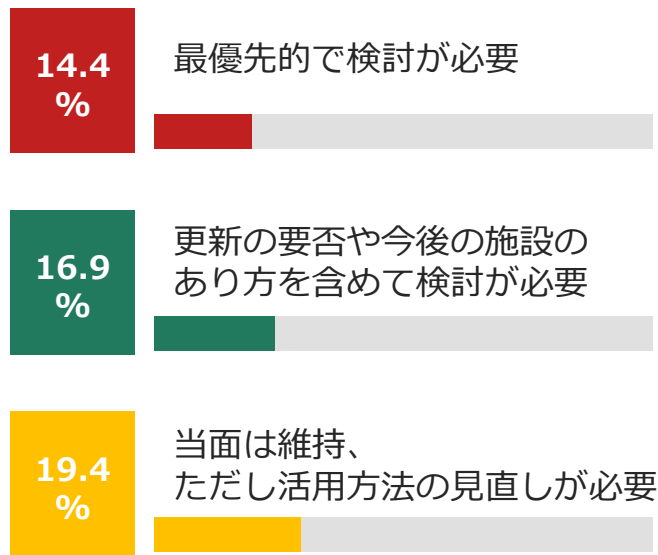
- ・施設の評価に当たってはこれまで継続的に蓄積・更新してきた施設管理データに基づき、建物の状態と利用状況を多角的かつ客観的に分析・評価を行う。
- ・全ての施設について「建物健全性」「建物安全性」「経済性」を管理者視点の指標、「立地性」「快適性」「活用性」を利用者視点の指標として設定し、計6つの評価軸で分析を行う。これら管理者視点と利用者視点の2軸を組み合わせた総合評価に基づき、各施設を「判定Ⅰ」から「判定Ⅳ」までの4段階に分類する。原則として総合評価が「判定ⅡからⅣ」の施設を「第2期再生等対象施設」として位置付けるが、評価が高い施設であっても、点検結果などの個別の対応を要する項目がある場合は、今後の検討事項とする。
- ・具体的な再生措置の検討に当たっては、施設単体の評価のみならず、エリアマネジメントの視点や個別事情、近隣施設の状況等を総合的に勘案する必要があるため、評価結果の整理・比較は「大浦・東・西・加佐」の地区別に行い、地域全体での最適な配置や機能集約の可能性を考慮しながら、今後の対応策を検討する。

施設評価	評価に基づく再生措置
<b>Ⅰ：継続運用</b>	継続運用は、直ちに措置が必要ではないと判断したものであるが、データでは把握しにくい運営・需要・コスト等の課題を有する施設については、継続運用に位置付けた上で運用改善や機能再配置等の再生措置等の検討を行うもの。
<b>Ⅱ：活用検討</b>	建物状況は直ちに措置が必要ではないが、利用率が低いため、空きスペースに近隣施設の機能を移転させ、有効活用するか、用途廃止し、貸付等の民間等処分による再生の必要がある。既存の施設機能を存続させ、サービス提供を続ける必要があるもの。
<b>Ⅲ：更新検討</b>	建物状況は老朽化等により更新（大規模改修・建替え等）の必要性が高く計画的な措置が求められ、収支や維持管理コスト等の経済性に課題がある場合もあり、必要規模の適正化や複合化・集約化を含め改修・建替え・長寿命化等を比較し更新方針を定める必要がある。既存の施設機能を、他施設へ移転・集約する必要があるもの。
<b>Ⅳ：あり方検討</b>	建物状況は老朽化等により更新費用が大きくなるなど課題が大きいことに加え、利用率が低く将来需要も見込みにくいいため単純に更新して存続させることが合理的でなく、場合によっては収支や維持管理コスト等の課題もあるため、機能の縮小・集約・移転、用途廃止や民間活用等を含め施設のあり方そのものを検討する必要があるもの。具体的な手法としては、民間事業者や公共的団体等への機能移管なども含め、多角的な視点から検討を進める。

グループ別の施設分布



検討対象施設の割合



更新・維持管理コストの見通し

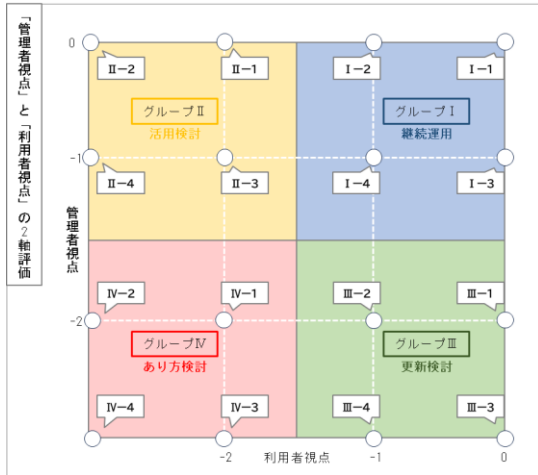
現状維持した場合の平均更新・維持管理費

**30.9 億円 / 年**

今後40年の更新投資見込み累計

**約 1,236.6 億円**

●参考：管理者視点・利用者視点による2軸評価



管理者視点：評価内容	
<b>健全性</b>	建物性能・耐震性能を評価 (建物が安全に使える状態か)
<b>安全性</b>	建物点検・消防点検の結果 (危険な状態がないか)
<b>経済性</b>	維持管理・運営コスト (費用が適正な水準か)
利用者視点：評価内容	
<b>立地性</b>	敷地環境とハザードマップ
<b>快適性</b>	設備点検・バリアフリー (使いやすい環境か)
<b>活用性</b>	施設稼働率・利用者数等 (実際に使われているか)

5. 公共施設再生基本計画の方針と具体的な取り組み

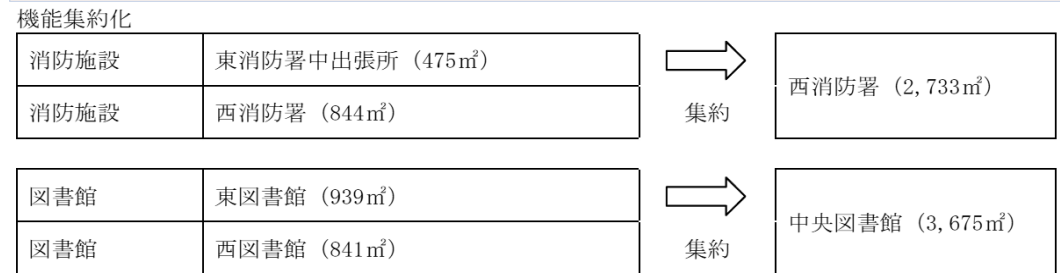
基本方針	具体的な取組
<b>A. 効果的・効率的な維持管理による安全・安心な施設環境の確保に関連する取組</b>	A-1 点検・診断データの活用と修繕計画の最適化 A-2 維持管理の予防保全化による支出の平準化 A-3 安全確保の計画的実施と施設環境の向上 A-4 耐震化の着実な実施と未実施施設への重点対応 A-5 長寿命化改修による「目標使用年数90年」の実現 A-6 構造形式の工夫による柔軟な施設整備 A-7 バリアフリー化の着実な推進とUDの展開 A-8 脱炭素化の推進と持続可能な施設運営の展開
<b>B. 統廃合・再配置による施設保有量の適正化と利便性の向上に関連する取組</b>	B-1 市民対話の強化と意見反映によるサービス最適化 B-2 最適配置に資する多機能化・複合化の推進 B-3 広域連携による施設機能の相互補完と最適配置 B-4 計画間連携による都市構造の最適化と国との連携 B-5 デザイン配慮と機能マッチングによる活力創出
<b>C. 公民連携や多角的な運用による財源確保と有効活用に関連する取組</b>	C-1 全庁体制による意識改革と情報連携の強化 C-2 公会計情報による施設評価と施設経営の推進 C-3 官民連携によるコスト抑制と提供価値の最大化 C-4 未利用資産等の処分とまちづくりへの利活用 C-5 受益者負担の公平性確保と料金体系の見直し C-6 再生整備基金による財源確保と計画的施設再生 C-7 起債の戦略的活用と将来負担の平準化

6. 再生措置等の実施効果

方針	延床面積
A	総延床面積 316,736㎡
B	再生後延床面積 280,643㎡
	削減率 11.4%
C	再生後延床面積 288,381㎡ <small>新規施設増加分含む</small>
	削減率 8.95%

・令和6年4月1日時点における対象施設の総延床面積は316,736㎡だが、本計画に位置づけた再生等措置を着実に実行することにより、計画期間末には288,381㎡となり28,355(8.95%)削減を見込む。  
 ・仮に、施設を削減せず現状のまま維持し、将来の建替え等の更新を行った場合と比較すると、投資的経費を約104億6千万円削減できると試算される。

方針	施設数
・本計画における再生等措置にあたっては、施設の機能集約・複合化を積極的に推進する。これにより、将来にわたって持続可能な施設規模への再編を図り、経営の健全化と質の高い市民サービスの提供を両立させる。	



7. 着実な計画実行に向けて

CAPDサイクルによる計画の不断の見直しと運用
・社会情勢や激甚化する災害リスクへの確実に対応するため、現状把握から始まる「CAPDサイクル」を軸に、常に最新かつ最適な指針として計画を運用する。
・C (Check) →最新の点検・診断結果に加え、施設の運用状況も含めて資産の状態を客観的に評価する。
・A (Action / Associate / Agreement) →市民や民間事業者との協働と合意形成を図り、改善案を検討する。
・P (Plan) →計画の見直し(ローリング)を行い、投資の平準化を図る。
・D (Do) →更新された計画に基づき、各事業を着実に実行する。